

# 台湾の輸出規制とその変遷



台日産業拡大セミナー  
經濟部国際貿易局  
2011年10月19日

# 主な内容

---

- 輸出規制の重要性
- 台湾の輸出規制の変遷
- 管理法規
- 2011年の法規改正
- 輸出業者による自主管理



## → 輸出規制の重要性


# 輸出規制とは？



## なぜ輸出規制が必要か？

- 世界平和及び国家安全保障の確保
- 我が国の信用が高まる、我が国のハイテク製品及び技術の導入に有利である、産業のグレードアップを促す
- 国際的関心に対応し、武器拡散防止及び合法的貿易の共同促進に努める

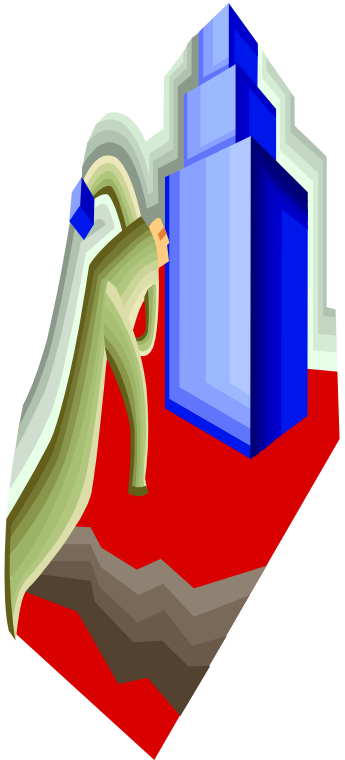




## → 台湾の輸出規制の変遷

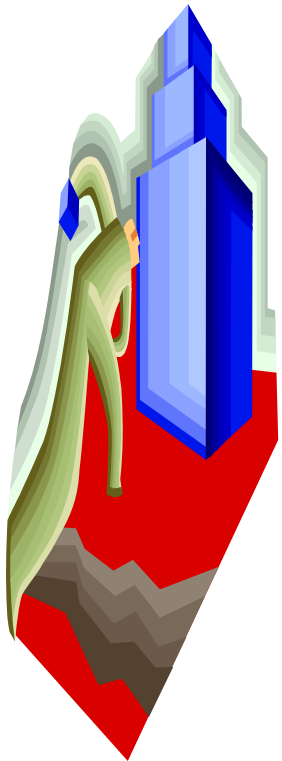
## 台湾の輸出規制の変遷 (1)

- 1993年に「貿易法」を改正し、第13条及び第27条を追加、戦略的ハイテク物資 (**SHTC**)管理の法源根拠とする
- 1995年7月、**SHTC**輸出管理を本格実施
- 1998年11月、オーストラリアグループ (**AG**)、原子力供給国グループ(**NSG**)、ミサイル技術管理レジーム(**MTCR**)等の拡散防止協定を**SHTC**管理制度に取り込む



## 台湾の輸出規制の変遷 (2)

- 2004年1月、「水も漏らさぬ」 (**Catch-all**) 輸出規制措置を実施
- 2006年6月、北朝鮮及びイラン向け物資に対し、「機微品目リスト (**Sensitive Commodities List、SCL**)」を設定。輸出規制リストに盛り込んで管理対象とする
- ・ 2009年1月「**EU**の軍事民生共用物資及び技術の輸出規制リスト」及び「**EU**の一般軍事物資リスト」を採用
- 2010年1月、「貿易法」第27条を改正、罰則強化







# → 管理法規

## 管理法規(1)

- 貿易法第13、27、27-1、27-2条
- 戦略的ハイテク物資輸出入管理**弁法** (政令に相当)  
2011年8月12日、第15条を修正
- 戦略的ハイテク物資品目及び輸出規制地域  
2011年8月18日修正

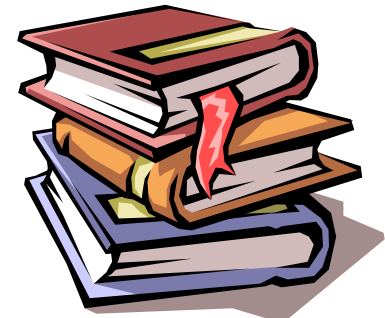


## 管理法規(2)

-貿易法-

### ➤ 法源 (貿易法第13条)

- **SHTC**は、許可なくして輸出してはならない
- 輸入証明文書が発行されている場合、許可なくして輸入業者を変更、又は第三国・地域に移転してはならない
- 元の申告用途及び最終使用者を、許可なく勝手に変更してはならない
- 規制地域向けの特定**SHTC**は、許可なくして我が国の貿易港を通過、経由、又は保税倉庫、物流センター、フリー・トレード・ゾーンに保管してはならない
- **SHTC**の品目及び輸出規制地域を公告
- **SHTC**輸出入管理弁法を制定



## 管理法規(3)

-貿易法-

### 罰則 (貿易法第27条、第27条-1、第27条-2)

#### ◆ 刑罰

5年以下の懲役刑、又はNT\$150万元以下の料金を併科

#### ◆ 行政罰

- NT\$3万元以上、30万元以下の過料、又は、
- 貨物の輸出、輸入又は輸出入を1ヵ月以上1年以下の期間禁止、或いは輸出輸入メーカー・業者登録を抹消

# 管理法規(4)

-SHTC輸出入管理弁法-

## ■ 総則

- ✓ **SHTC**は、核、生物化学、ミサイル等軍事兵器の生産、開発の用に供してはならない(§4)
- ✓ 専任グループを設立し、**SHTC** の鑑定及び査察を行う(§5)

## ■ 輸入管理

- ✓ 国際輸入証明書又は保証文書(IC、WA、CWC)等文書の申請規定(§6 §7)
- ✓ IC、WA、CWC報告規定(§9 §10)
- ✓ 到達証明書(DV)申請規定(§11 §12)
- ✓ 変更及び追加発給規定(§8 §13)
- ✓ 国内譲渡又は売り渡し(§14)



# 管 理 法 規(5)

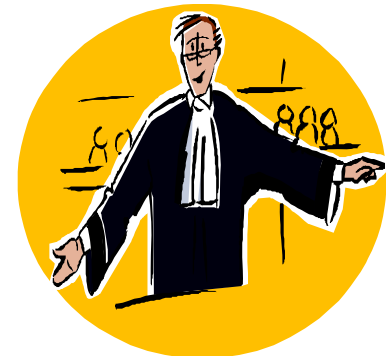
-SHTC輸出入管理弁法-

## ■ 輸出管理

- ✓ SHTC輸出許可証の種別及び申請条件（§ 15）
- ✓ 輸出規定（§ 16）
- ✓ 再輸出規定（§ 17）
- ✓ 輸出作業手順（§ 18 § 19）
- ✓ 特定SHTCの国境通過、経由及び保税倉庫、物流センターへの保管及びフリー・トレード・ゾーンから規制地域への輸出（§ 20）

## ■ 付則

- ✓ 文書資料の5年保存規定（§ 21）



# 管 理 法 規 (6)

-SHTCの種別及び輸出規制地域-

## SHTCの種別

### SHTC 輸出規制リスト

- EUの軍事民生共用物資及び  
技術輸出規制リスト
- EUの軍事物資リスト
- ・北朝鮮及びイラン向け機微品目リスト

輸出国政府の規定により、  
我が国政府発行の国際輸入  
証明書又は保証文書の取得  
を要する輸入物資

最終用途又は最終使用者が核、生物化学、ミサイル等の  
軍事用途に供する可能性のある輸出物資

## 輸出規制地域

イラン・イラク・北朝鮮・中国大陸・キューバ・スーダン及びシリア

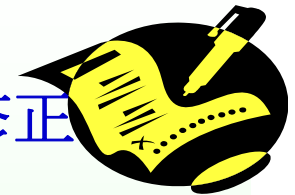


## → 2011年の法規改正



## 2011年の法規改正 (1)

- 2011年4月29日及び5月1日、**SHTC**及び半導体ウェハ製造設備の国内移転は輸出許可証免除、と修正
- 2011年8月12日、**SHTC**輸出入管理弁法第15条を修正
- 2011年8月18日、**SHTC**の種別中「核、生物化学及びミサイル等軍事兵器の生産、開発の用途に用いられる可能性のある」取引きの場合を明確に規定、及び、特定**SHTC**の種別範囲を修正
- 2011年10月3日、「北朝鮮及びイラン向け機微品目リスト」の修正を予告
- 2011年10月3日、「国際貿易局によるイラン向け輸出物資証明書発行の作業要領」を発表



## 2011年の法規改正 (2)

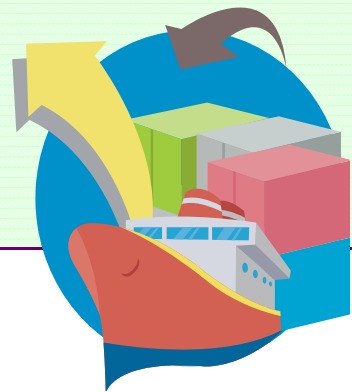
### ■ **SHTC**及び半導体ウェハ製造設備の国内移転は輸出許可証を免除、と修正

- ✓ 2011年4月29日、**SHTC**の自国内保税區、課税區、フリー・トレード・ゾーン間における移転は、**SHTC**輸出許可証が免除され、国外に輸出する時のみ**SHTC**輸出許可証が必要となる
- ✓ 2011年5月1日より、17種の半導体ウェハ製造設備（輸出規定コード「121」、「488」）の自国内保税區、課税區、フリー・トレード・ゾーン間における移転は、輸出許可証が免除され、国外に輸出する時のみ輸出許可証が必要となる

## 2011年の法規改正 (3)

### SHTC輸出入管理弁法第15条修正-1

修正前	修正後	緩和の理由
輸出許可証有効期限は6ヵ月とし、1回の輸出に限る	輸出許可証有効期限は6ヵ月とし、複数回に分けて輸出することができる	<ul style="list-style-type: none"><li>-メーカー・業者の行政手続きコスト削減</li><li>-事前査察及び事後査察体制がすでに確立している</li><li>-疑義ある案件は従前通り厳格に審査</li></ul>



# 2011年の法規改正 (4)

## SHTC輸出入管理弁法第15条修正-2

修正前	修正後	緩和の理由
<p>WA、MTCR、NSG及びAG等国際輸出規制機関のメンバー国向けの緩和規定なし</p> 	<p>WA、MTCR、NSG及びAG等国際輸出規制機関のメンバー国向け輸出の場合、有効期限2年の回数分割輸出許可証を申請することができる</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>-WA等4大国際輸出規制機関メンバー国は、すでに厳しい輸出規制制度を置いている</li><li>-貿易安全保障及びメーカー・業者の便宜性の両面を考慮</li><li>-疑義ある案件は従前通り厳格に審査</li></ul>

## 2011年の法規改正 (5)

### ■ **SHTC**の種別中「核、生物化学及びミサイル等軍事兵器の生産、開発の用途に用いられる可能性のある」取引きの場合、を明確に規定-1

- ✓ 国外取引対象が、国際輸出規制実体リストの対象である、又は、主管機関が告知した特定対象である
- ✓ 国外取引対象又は購入代理業者が製品の最終用途又は最終使用者を告げようとしがない場合、或いは、取引対象にビジネス背景がほとんどない場合
- ✓ 製品機能と国外取引対象の業務需要が不一致、又は、製品仕様と輸入国の技術水準が不一致の場合
- ✓ 製品の販売価格、貿易条件又は支払方式が、通常の国際貿易方式に不一致の場合



## 2011年の法規改正 (6)


### ■ SHTCの種別中「核、生物化学及びミサイル等軍事兵器の生産、開発の用途に用いられる可能性のある」取引の場合、を明確に規定-2

- ✓ 国外取引対象が製品の機能特性を熟知していないにもかかわらず該製品の購買を強固に主張する、或いは、国外取引対象が通常の見え付け、訓練又は事後の保守サービスを拒絶する場合
- ✓ 国外取引対象が、特別な理由なく、輸送期日を確定しない、輸送先が仕向地以外である、貨物の最終荷受人が輸送請負業者である、或いは、荷受人又は受取地点を急に変更した場合
- ✓ 特別な理由ないにもかかわらず、貨物の包装方式、輸送ルート又は標記が通常でない場合
- ✓ 取引にその他の異常な状況がある場合



# 2011年の法規改正 (7)

## 特定SHTCの種別範囲の修正

修正前	修正後	修正理由
<p>SHTC輸出規制リスト内の物資を指す</p> 	<p>SHTC輸出規制リスト内の物資、及び、最終用途又は最終使用者に核、生物化学、ミサイル等軍事兵器の生産、開発の用途に用いる可能性のある輸出物資を指す</p>	<p>-執行の強化 <b>Catch-all</b> -我が国の貿易港を通過、経由、保税倉庫・物流センター保管、及び、フリー・トレード・ゾーンから規制地域向けに輸出する案件に対し、審査を強化</p>



## 2011年の法規改正 (8)

### ■ 2011年10月3日、「北朝鮮及びイラン向け機微品目リスト」の修正を予告

- ✓ **CCC0602.90.10.90-2** 「その他キノコ類菌種」及び  
**CCC7602.00.00.90-9** 「その他アルミ廃材及びスクラップ」等2品目を削除
- ✓ 修正後、402品目の分類番号列記となる





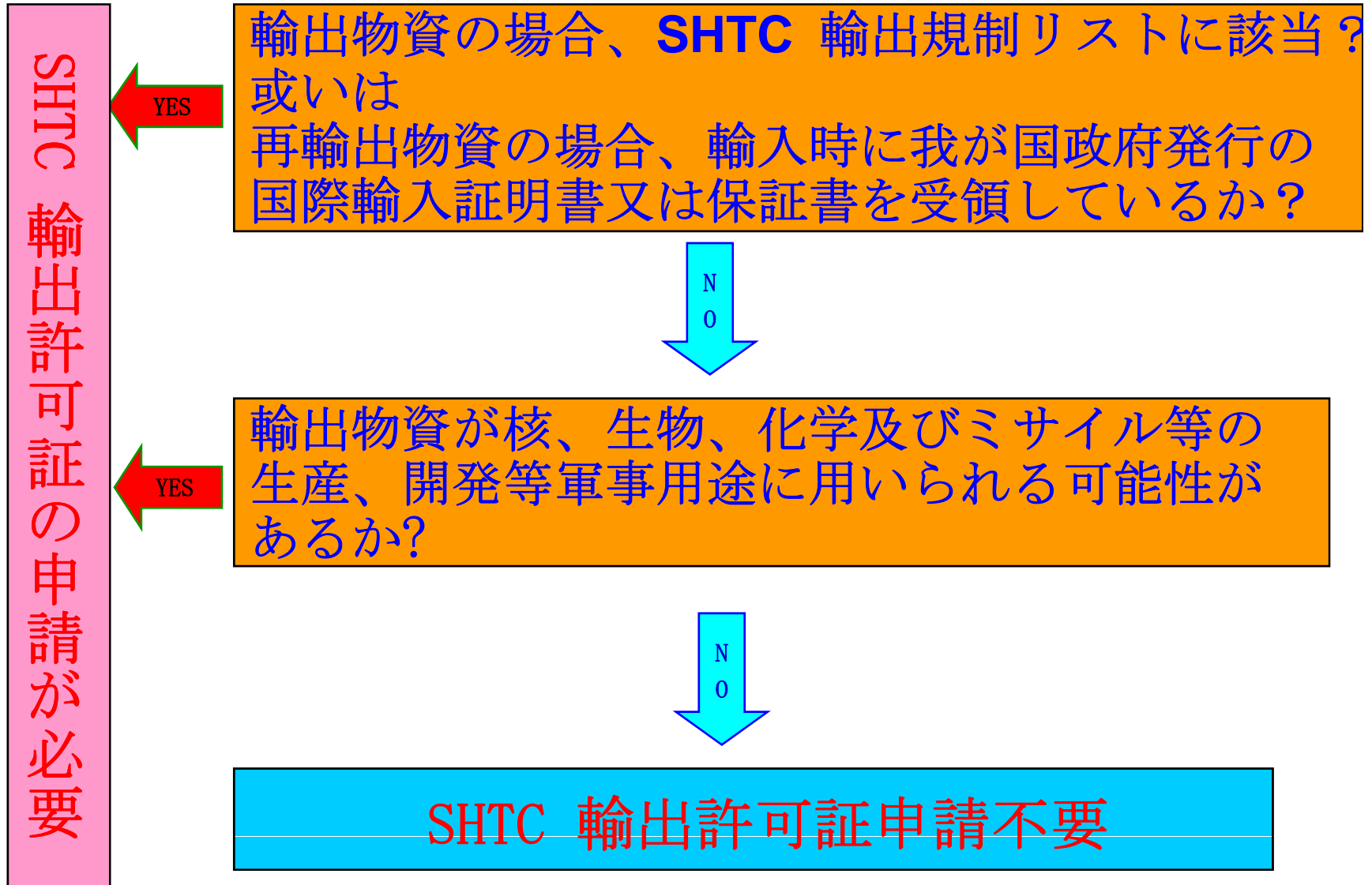
## 2011年の法規改正 (9)

- 2011年10月3日、「国際貿易局によるイラン向け輸出物資証明書発行の作業要領」を発表
  - ✓ 目的：輸出業者がイラン向け合法的輸出物資の代金を受領できるようにする
  - ✓ **SHTC**である場合：**SHTC**輸出許可証番号が記載され、かつ税関押印のある輸出申告書証明、及び、貿易局押印のある**SHTC**輸出許可証控えを付して、銀行決済を行う
  - ✓ **SHTC**でない場合：貿易局発行のイラン向け輸出物資証明書を付して、銀行決済を行う
- 説明会：10/14（台北）、10/21（台中）、10/27（高雄）
- 問合わせ専用電話番号：02-2397-7586、2397-7588



→ 輸出業者による  
自主管理

# 輸出業者による自主管理の流れ



# 輸出業者による自主管理(1)

--許可証発給機関--

許可証発給機関	許可証発給対象
国防部軍備局	軍事機関
サイエンスパーク管理局	パーク内メーカー・業者
経済部加工輸出区管理处	加工輸出区内メーカー・業者
国際貿易局	課税区の全ての輸出業者



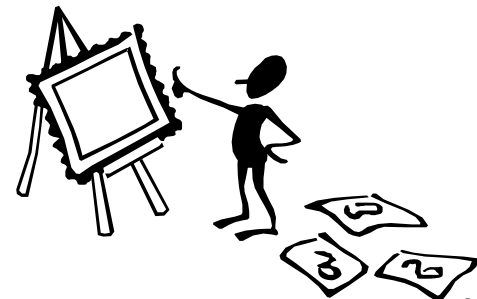
## 輸出業者による自主管理(2)

### ■ 鑑定機関及び連絡窓口

- 工業技術研究院 技術移転センター知的財産権法務組
- 電話：03-591-2030
- 所在地：新竹県竹東鎮中興路4段195号51館110室
- URL：<http://shtc.itri.org.tw/index.aspx>

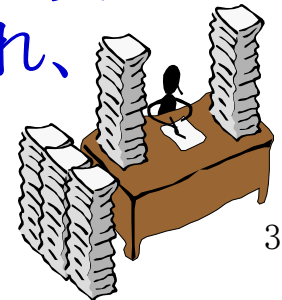
### ■ 鑑定範囲

- **EU**の軍事民生共用物資及び技術輸出規制リスト
- **EU**の軍事物資リスト



## 輸出業者による自主管理(3)

- 「北朝鮮及びイラン向け機微品目リスト」に記載の物資であるか否かを判定
  - ✓ 輸出前に、その物資の分類コード(**CCC Code**)を確定しなければならない
  - ✓ 物資分類コードに疑義ある時は、製品の中英文品名、仕様、カタログ又は説明書及び機能説明を貿易局に郵送すると、財政部関税総局に転送され、関税総局が税則コードを確定する



## 輸出業者による自主管理(4)

### ■ 社内コンプライアンス制度(Internal Compliance Program、ICP)

- ✓ 企業の内部統制フローと責任を確認
- ✓ 潜在的危機とリスクを早期発見
- ✓ 輸出に関する社内決定を政府の輸出規制に適合させ、不用意な法令抵触を避ける
- ✓ 経營業績と競争力の向上
- ✓ 2009年、国際貿易局のサイトに**ICP**専用ページを開設、メーカ・業者のための記載見本及び検索ツールを提供





## → サイト上の情報紹介



- 回首頁
- 經貿資訊
  - 統計及關稅
  - 外貿情勢
  - 雙邊經貿
  - 大陸經貿
  - 對台貿易障礙
  - 重要經貿議題
- 貿易服務
  - 貿易法規
  - 貨品輸出入規定
  - 績優廠商名錄
  - 廠商登記
  - 貿易便捷化
  - 原產地證明書
  - 瀕臨絕種動植物管理
  - 戰略的ハイテク物資  
內部管理制度(ICP)**
- 線上申辦
  - 廠商登記線上申辦
  - 輸出入電子簽證
  - 原產地證明書線上作業
- 為民服務
  - 最新消息
  - 為民服務專區
  - 企業倫理專區
  - 研討會訊息



經貿主題

查詢系統服務

\*\*請選擇查詢系統項目(另開)

### 海峽兩岸經濟合作架構協議我方訂於本(99)年11月1日實施5項服務業早期收穫項目



海峽兩岸經濟合作架構協議(ECFA)已於本年9月12日生效，依據協議第8條之規定，服務貿易早期收穫計畫應於協議生效後儘速實施。

有關ECFA服務貿易早期收穫部門及開放措施，我國開放9項，陸方開放11項。ECFA生效後雙方行政部門隨即展

[完整報導...](#) | [更多專題報導...](#)

### 最新消息

- #### 公告
- 2010/11/09 公告自本(99)年12月1日起「中華民國輸出入...
  - 2010/11/09 受理100年度推廣貿易團體駐日據點經營補助申請...
  - 2010/11/09 本局為推廣電信機房生...本局網社及線上服務自09年...

訂閱最新消息

專題報導

- ECFA 兩岸經濟合作架構協議 7變多顏
- 美國牛肉進口數量 簽證資料
- VAT 退稅
- 研討會訊息
- 優質平價方案 新鄭和計畫
- BRANDING TAIWAN
- 印度

回首頁

經貿資訊

- 統計及關稅
- 外貿情勢
- 雙邊經貿
- 大陸經貿
- 對台貿易障礙
- 重要經貿議題

貿易服務

- 貿易法規
- 貨品輸出入規定
- 績優廠商名錄
- 廠商登記
- 貿易便捷化
- 原產地證明書
- 瀕臨絕種動植物管理
- 戰略性高科技貨品
- 內部管控制度(ICP)

線上申辦

- 廠商登記線上申辦
- 輸出入電子簽證
- 原產地證明書線上作業

為民服務

Home > 貿易服務 > 貨品輸出入規定 > 戰略性高科技貨品輸出入管理

簡介：戰略性高科技貨品輸出入管理

Search  Submit

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| ▶ 関連法規                   | ▶ 公告事項              |
| ▶ 規制措置及び処分               | ▶ 輸出入証明発給申請について     |
| ▶ 物資輸出規制リスト              | ▶ メーカー・業者の自主的輸出管理   |
| ▶ 規制物資及びメーカー・業者リストの検索ツール | ▶ その他表及びファイルのダウンロード |
| ▶ 広報活動及びセミナー             | ▶ 関連サイトへのリンク        |
| ▶ よくある質問                 | ▶ 連絡先               |

Back Top

# お問い合わせ

經濟部國際貿易局ホームページ

<http://www.trade.gov.tw>

國際貿易局貿易安全及び管理グループ

製品が規制を受けるか否かについて：

秘書：張添復

電話：02-2397-7367

メーカ・業者の自主的社内コンプライアンス  
(ICP) について

係：傅中美

電話：02-2397-7492

輸出許可証の申請及び輸入保証書について：

専任者：翁美蘭

電話：02-2397-7393

技士：林一奇

電話：02-2397-7381

係：游雅雯

電話：02-2397-7369

事務担当：劉淑汾

電話：02-2397-7365





ご指導よろしくお願ひいたします

